



2.2.2. 事業認定と業種認定について

一方、確定申告期の閲覧・転写業務のあとの定期賦課業務は、事業認定や業種認定等の調査をして調定および納税通知書の発行へと展開する。転写業務のピークは3月から4月であり、そののち納税通知書が発行される8月まで調査・調定業務が続く。この調査・調定業務においては、業種認定を適正に行うことが非常に重要となる。業種認定によって、事業を営む者が納税義務者となるかどうかを判定することになり、さらに税額の確定に繋げなければならない。この業種認定は、転写した所得税確定申告資料のみでは判断が困難であるものが少なくなく、また前年度と比較して事業規模の変動等にも注意を払う必要があるため、担当者には相応の知識と経験が要求される。

個人事業税は法人事業税とは異なり、第1種、第2種、第3種の区分にあてはまる事業のみを課税対象とする限定列举方式を採用している。事業税は、事業活動そのものに経済価値を認め、そこに担税力を求めて課税する税であり、事業を営むことによる都道府県の公共施設の利用、あるいは行政サービスの享受に対する受益者負担的性格を有するものである。課税の公平性の観点から、事業を営む個人に広く負担してもらうべきであるが、業種が限定列举されている現行制度のもとでは、事業活動により収益をあげていても課税対象事業と認定されなければ非課税となるケースもある。

そこで、業種認定のプロセスや内容、そして調査方法について質問し、関係資料等を入手して個人事業税の課税手続の実態を検証した。

2.3. 監査の結果

2.3.1. 税務署における閲覧・転写業務について

税務署における閲覧・転写業務について、府税事務所・広域振興局別の転写実績をまとめた資料が【表2.3.1】である。

中丹広域振興局、中丹西府税出張所、丹後広域振興局を除き、おおむね2月下旬から年度末にかけて複写機を管内の税務署に設置し、転写業務を展開している。転写枚数は、平成16年分の実績で、右京税務署における56,364枚を筆頭に、宇治税務署の43,841枚（山城と山城南の合計）、上京税務署の36,056枚とつづき、京都府全体で321,316枚にもなる転写枚数となっている。作業に従事した職員の延べ人数は、右京税務署160名、宇治税務署132名（山城と山城南の合計）、下京税務署65名とつづき、京都府全体では延べ830名もの職員が期間内に転写業務に従事している。そして、この期間において臨時職員の雇用はなく、不足する人員については個人事業税担当者以外の職員や府税事務所の課長クラス等の職員までが総動員されて転写業務に従事し、業務を完遂している。

【表 2.3.1】 府税事務所・広域振興局別の転写実績

| 府税公所名   | 税務署 | 総転写枚数   |        |            |        | コピー機1台<br>当たり枚数 | コピー機<br>設置台数 |
|---------|-----|---------|--------|------------|--------|-----------------|--------------|
|         |     | 枚数      | 前年比    | 延べ従<br>事職員 |        |                 |              |
| 京都東     | 左京  | 21,026  | 90.4%  | 56         | 21,026 | 1               |              |
|         | 中京  | 16,561  | 121.7% | 62         | 16,561 | 1               |              |
|         | 東山  | 19,333  | 98.3%  | 62         | 19,333 | 1               |              |
| 京都西     | 上京  | 36,056  | 117.5% | 57         | 18,028 | 2               |              |
|         | 右京  | 56,364  | 105.6% | 160        | 18,788 | 3               |              |
| 京都南     | 下京  | 27,756  | 91.5%  | 65         | 13,878 | 2               |              |
|         | 伏見  | 29,948  | 78.5%  | 60         | 14,974 | 2               |              |
| 府税事務所小計 |     | 207,044 | 99.1%  | 522        |        | 12              |              |
| 山城      | 宇治  | 36,235  | 68.6%  | 100        |        |                 |              |
| 山城南     | 宇治  | 7,606   | 69.1%  | 30         | 21,921 | 2               |              |
| 南丹      | 園部  | 10,425  | 105.8% | 44         | 10,425 | 1               |              |
| 中丹      | 舞鶴  | 17,883  | 213.7% | 39         | 17,883 | 1               |              |
| 中丹西     | 福知山 | 18,172  | 117.1% | 42         | 9,086  | 2               |              |
| 丹後      | 宮津  | 12,563  | 150.8% | 24         | 6,282  | 2               |              |
|         | 峰山  | 11,388  | 141.9% | 29         | 5,694  | 2               |              |
| 広域振興局小計 |     | 114,272 | 100.3% | 308        |        | 10              |              |
| 合 計     |     | 321,316 | 99.5%  | 830        |        | 22              |              |

この32万枚という膨大なコピーの枚数には、正直なところ驚きを禁じ得ないが、東京都の例と比較してみるとその実態が浮かび上がるように思う。

【表2.3.1の2】は、所得税確定申告書の転写枚数と個人事業税の調定額とを比較したものである。単純な比較の域を出ないが、転写一枚あたりの税収額には大きな隔たりがあることがわかる。

【表 2.3.1 の 2】 所得税確定申告書の転写枚数と個人事業税の調定額

|     | 個人事業税調定額 (①) | 転写枚数 (②)    | 1枚あたりの税収額 (①/②) |
|-----|--------------|-------------|-----------------|
| 京都府 | 4,380 百万円    | 321,316 枚   | 13,631 円        |
| 東京都 | 54,607 百万円   | 1,426,700 枚 | 38,275 円        |

さらに、【表2.3.1の3】は、所得税確定申告書の転写枚数と個人事業税の課税件数とを比較したものである。課税一件あたりの転写枚数においても倍近くの隔たりがあることがわかる。これらのデータから効率性という点で京都府が見劣りしていることは明らかである。

【表 2.3.1 の 3】 所得税確定申告書の転写枚数と個人事業税の課税件数

|     | 転写枚数 (①)    | 課税件数 (②)  | 1件あたりの転写枚数 (①/②) |
|-----|-------------|-----------|------------------|
| 京都府 | 321,316 枚   | 24,383 人  | 13.18 枚          |
| 東京都 | 1,426,700 枚 | 198,407 人 | 7.19 枚           |

ところで、個人事業税には290万円の事業主控除が設けられているため、所得税の確定申告書に添付されている決算書の青色申告控除前の所得が290万円以下のものはひとまず転写が省略される。転写した資料については、納税者番号順に整理し、事前に用意した過去の課税データと突き合わせて転写資料の分類作業に入るが、これらの作業においても多大な労力と時間を要している。分類された転写資料のうち、過去の課税データがないものや事業所所在地が別管轄となるもの、不動産貸付業・駐車場業、特殊業種など困難な判断を伴うもの等については、5月頃から納税者への照会や調査等の作業に移り、業種の認定を行って税額を確定させる。定期賦課分の電算入力は7月20日頃までに終了し、8月初めには個人事業税の納税通知書を発送している。

### 2.3.2. 業種認定作業について

前述のとおり、個人事業税は事業を第一種から第三種に分類し、限定列挙された業種に該当する事業を営んでいる個人に課税される。したがって、営んでいる事業が限定列挙された業種に該当しなければ課税されることはない。つまり、業種の認定は課税の可否に関して重要な作業となる。この業種認定作業は、各府税事務所および各広域振興局ごとに行われる。非常に困難な判断を要するような事例については本庁税務課に問い合わせる等、京都府全体として共通の見解を示すことができるように取り組んでいる。また、京都府の税務職員現任研修においても、個人事業税の課税客体となる業種内容についての研修が行われ、現場職員の知識の向上に努めてはいる。しかしながら、日常的に発生する微妙な判断については、現場職員の能力に委ねられているので、常に京都府全体として均一的な判断で業種認定ができていたとはいきれない。特に、請負業や不動産貸付業・駐車場業をめぐる事業性の判断については相当な労力を必要とする。

限定列挙されている業種についての認定に関しては、従来存在しなかった新規の業種に対して、どのように対処するかが常に問題となる。例えば、エステティックサロンやアロマセラピー、さらにはマルチ商法的なものについては業種認定をめぐる判断が難しく、課税対象として網羅されているとは言えないようである。このように、時代の流れに応じて次々と登場する新規事業に対してどのような根拠で課税するか判断は各都道府県に委ねられているのが現状であるが、課税の公平性の観点からは都道府県間で統一した見解が必要である。

なお、次ページの【表2.3.2】は、課税対象事業に係る法改正の経緯についてまとめたものである。

【表 2.3.2】 課税対象事業に係る法改正の経緯

| 年度    | 第1種事業   | 第2種事業      | 第3種事業                    |
|-------|---|------------|--------------------------|
| 昭和 29 | 物品販売業ほか、43 業種   | 畜産業ほか、4 業種 | 医業ほか、24 業種               |
| 30    | クリーニング業削除、42 業種   |            | クリーニング業追加、25 業種          |
| 32    | 公衆浴場業削除、41 業種   |            | 公衆浴場業追加、美容業追加、27 業種      |
| 38    |   |            | 不動産鑑定業追加、28 業種           |
| 43    |   |            | 社会保険労務士業追加、29 業種         |
| 56    | 駐車場業追加、42 業種  |            | コンサルタント業追加、デザイン業追加、31 業種 |
| 平成元   | 証券業削除、ガス供給業削除<br>自動車道業削除、運河業削除<br>さん橋業削除、貨物陸揚場業<br>削除、36 業種 | 養蜂業削除、3 業種 |                          |
| 9     | 保険業追加、37 業種   |            |                          |

なお、新しい形態の事業については、業態・成熟度・他業種との均衡等を考慮して、総務省自らまたは都道府県からの要望により、課税対象事業として追加すべきか検討されるものである。都道府県からの要望にあたっては、次年度の税制改正に盛り込むべき事項について総務省から意見照会が行われている。

ちなみに、平成18年度地方税制改正（案）においては、課税対象事業に「通訳案内業」が追加されることとされている。

2.3.3. 請負業の認定作業について  
請負業は、仕事の完成を約し、その完成した仕事の結果に対する報酬の取得を目的とする事業であるが、事業内容の複雑多様化により認定業務にあたって困難な事例が生じている。そこで、通達により一定の判断基準が示されている。

通達は、まず13項目の判定指標を掲げ、別途に大工、左官および鳶等に対する取扱いを示しており、それでも判断が困難なものに限って、最終的に判定表を用いて判断を下すように指示している。しかし、最終的に判定表を用いたとしても、その判定結果のみで判断すべきでなく、必要な調査（電話照会、文書照会あるいは臨戸調査等）を十分にを行い、その結果に従って慎重に判断するように注意を促している。このように請負業の認定については通達があるものの、画一的に判断を下すことが困難なものもあり、さらには限定列举されている業種に該当しないものを請負業として課税することも不適切とされている。このような状況では課税権者の裁量の余地が少なからず存在することになり、納税者側における課税の予測可能性を損なうおそれがある。

2.3.4. 不動産貸付業と駐車場業における事業規模の把握について  
不動産貸付業と駐車場業は、貸付件数や貸付面積等によって事業性の有無を認定する。貸付内容の調査は、不動産の貸付状況等について照会文書の送付や現地調査等の実施による。その認定基準は【表2.3.4】、次ページの【表2.3.4の2】のとおりである。

【表 2.3.4】 不動産貸付業に係る認定基準

| 物件の種類       |       | 認 定 基 準                |                                    |
|-------------|-------|------------------------|------------------------------------|
| 住宅用<br>建 物  | 一 戸 建 | 貸付可能件数                 | 10 棟                               |
|             | 一戸建以外 | 〃                      | 10 室                               |
| 住 宅<br>以 外  | 一 戸 建 | 〃                      | 5 棟                                |
|             | 一戸建以外 | 〃                      | 10 室                               |
| 土 地         | 住宅用土地 | 契約件数                   | 10 件又は貸付面積 2,000 m <sup>2</sup> 以上 |
|             | そ の 他 | 契 約 件 数                | 10 件                               |
| 異種の物件の複数貸付け |       | 棟・室数又は土地の契約件数の合計が 10 件 |                                    |

【表 2.3.4 の 2】 駐車場業に係る認定基準

| 物件の種類    | 認 定 基 準        |
|----------|----------------|
| 建物である駐車場 | 収容可能台数にかかわらず対象 |
| 青空駐車場    | 収容可能台数 10台     |

【表2.3.4】や【表2.3.4の2】に示すような認定基準があるものの、これに合致するかどうかの判断は、税務署における転写業務で入手した資料のみでは困難なことが多く、その場合には納税者に対して文書により照会することになる。照会内容は、「不動産の貸付状況等の明細書」に記載して回答してもらうことになるが、納税者に記入方法をすぐに理解してもらうのは難しいといえる。現地調査による物件の把握といっても点在する物件を網羅するのは容易ではなく、その手法等については長年の経験とノウハウの蓄積を要すると思われる。

#### 2.3.5. 社会保険診療所得の特例について

医業または歯科医業を行う者の個人事業税の課税標準の算定にあたっては、社会保険診療に係る収入及び必要経費を算入しないこととされている（地方税法第72条の49の8第1項）。しかし、薬剤師業や助産師業およびあん摩業等の事業の中にも社会保険診療収入が含まれる場合があるので、社会保険診療報酬に係る所得については適正な把握に努めなければならない。そこで、文書による照会や臨戸調査を実施する必要があるが、社会保険診療所得を除外し、さらに事業主控除の290万円を適用すると事業税の課税所得が生ずるケースが少ないことから、医業や歯科医業に対する臨戸調査の必要性は小さいとされ、積極的には行われていない。

#### 2.3.6. 事業を廃止した場合の取り扱いについて

年の中途において事業を廃止した個人が行った事業に対して事業税を課する場合においては、その調査によって、当該年度の初日の属する年の1月1日から事業廃止の日までの期間にかかる所得を決定して事業税を課税することとされている（地方税法第72条の50第4項）。納期は当該事業を廃止した後直ちとなっている（地方税法第72条の51第3項）。また、納税者側においては原則として廃業後1月以内の申告義務が課されており（地方税法第72条の55第1項）正当な事由がなく不申告となった場合、3万円以下の過料に処せられることになる（地方税法第72条の57、京都府府税条例42条の20）。

しかしながら、申告義務に基づく申告がなければ廃止の事実を把握することは實際上困難であり、無申告のケースについては翌年の確定申告の有無から推定して賦課に努めているとのことである。

#### 2.3.7. 振替納税について

府税における振替納税制度は、自動車税と個人事業税に認められているものである。振替納税制度は、納税者にとっては納期のつど金融機関に足を運ぶ手間が省けるため便利な制度でもあり、課税側にとっても徴収漏れを未然に防ぐことができるとともに、徴税コストの軽減にもつながり好都合である。幸い個人事業税は総じて納税者の意識が高い税目であり、現年課税分の徴収率は平成16年度の実績で98.3%となっている。しかし、滞納繰越分の徴収率は21.4%と著しく低くなるため、全体の徴収率としては89.6%にとどまることから、滞納繰越分も合わせた徴収率は他の税目と比較すると決して高い数値とはいえない。この点、事業税に関する振替納税の普及率は36.4%にとどまっているとのことから、この普及率を引き上げることを通じて徴収率の向上に繋げたいところである。

### 2.4. 意見

#### 2.4.1. 申告書転写業務の改善-臨時職員の活用

毎年、多大な労力と時間を費やす転写業務は、単純作業ではあるが転写の要否についてある程度の知識と経験が必要とするのも事実である。しかし、作業を分担することによって知識と経験がない者に単純作業だけを担わせることは可能であろう。この単純作業については、臨時職員を採用することで、徴税コストの削減も可能であると考えられる。また、そうした機動的な人材配置を検討しておかないと、今後進められるであろう組織のスリム化によって個人事業税担当の職員のみでは繁忙期を乗り切ることができなくなる可能性もある。

臨時職員については、年度当初に想定されていない臨時的な業務やイベント等の一時的な業務で、職員のみでは対応が困難であると考えられる場合等において採用の必要性が検討される。しかし、転写業務については毎年実施されるルーティン業務であることから、原則として臨時職員は採用されない。また、転写業務のうち単純作業部分だけを臨時職員に任せるとしても、重要な個人情報に接する機会が多く、その保護には万全を期す必要がある。

この点、臨時職員であっても地方公務員法上の守秘義務が課せられるので、短期間の雇用であっても、その徹底が図られるのであれば採用は不可能ではない。もっとも、臨時的業務等における臨時職員の採用は新たな財政負担に繋がるため人事室および財政課等との協議を要すると聞くが、厳しい財政状況下にあるからこそ、かえってトータルでのコストを勘案してその縮減を図るべく臨機応変に対応することが望まれる。

また、一時期に集中する転写業務に人員を割くことにより、他の重要な業務が等閑になっていないかとも懸念するが、

それが杞憂であるならば、そもそも常時における人員配置に非効率な部分があるのではないかという疑問が残る。

#### 2.4.2. 申告書転写業務の改善-電子データの活用等

電子申告や電子納税をはじめとして、税務を取り巻く環境における電子化が着実に進行しつつある。そのような環境下において、現在、転写作業によって入手している課税情報が将来的には電子データとして国税側から提供される可能性もある。

しかし、京都府では国税側から提供される電子データの利用については、必ずしも積極的ではないようである。その理由は、提出された確定申告書のデータを国税側が電子化するのに相当の時間を要すると思われ、京都府がそのデータを利用しては個人事業税の調定スケジュールに間に合わない可能性が高いからである。納付期日の8月末に間に合わせるためには、電算システムへのデータ入力を7月20日頃までに済ませる必要があるが、そのスケジュールがタイトになるとの観測である。

さらに、もう一つの理由として、国税側が提供する電子データだけでは不動産貸付業や駐車場業の規模の判定に関する情報などが入手できないため、不足する部分は結局、確定申告書の添付書類等を転写する他はなく、かえって手間がかかる可能性が指摘されている。いずれも首肯できる理由であるが、前者の納税期日の問題については、地方税法第72条の51第1項において、「納期は8月および11月中において都道府県の条例で定める」とあり、また「特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができる」とあるから、たとえば、第1期の納期を9月末に変更すれば、タイトなスケジュールの問題は解決するのではないだろうか。納期を遅らせることについては、納税者に不利益は生じないのであるから抵抗も少ないといえよう。

ちなみに、広島県の県税条例第53条では、個人事業税の第2期の納期を10月15日から同月31日までに変更している。変更の理由は、11月が所得税の予定納税の第2期と重なるため、納税者の資金負担が一時期に集中する時期をあえて避けることによって徴収率の向上を狙ったものであるとのことである。こうした事例を参考にすれば、国税の電子データの有効活用を理由として、条例で第1期の納期を遅らせても差し支えはないと思料する。第1期の納税期日を遅らせることができれば、国税の電子データを有効に利用する時間的余裕を確保することが可能となるはずであるし、さらには電子データだけでは情報が不十分であったとしても、不足情報の絞込みを行い、今までよりも効率良く必要な転写業務に専念できるようになるのではないだろうか。いずれにせよ、デジタル技術が進歩し事務のペーパーレス化が浸透する中で、原始的な手法で多大な労力を投入して32万枚もの膨大な紙を費消する転写業務については何らかの改善措置を講じる必要がある。その解決のポイントが、国税の電子データ利用の可否もしくは是非にあることは間違いないと思料する。

#### 2.4.3. 業種認定研修の強化と税務専門スタッフの養成

個人事業税の課税においては、課税の公平性の観点から業種認定を慎重に行う必要があり、安易な認定は避けなければならない。しかし、一方では転写資料と過去のデータをもとに、その後の調査の方針を意思決定しなければならない。その判断には知識と経験が要求される。これを充実させる手法としては、研修制度の拡充や現場経験の積み重ねしかなく、その意味では税目に特化した専門スタッフの養成も不可欠である。さらには、そうしたスタッフの人員配置等についても検討する必要があると思われるが、その点については「14. 税務職員の人事政策について」(84ページ)において詳述しているので、そちらを参照されたい。

#### 2.4.4. 振替納税の勧奨

個人事業税は自動車税とともに振替納税の認められる税目である。滞納繰越の防止や徴税コスト削減のために振替納税の利用率の向上に力をいれるべきである。振替納税の勧奨について、現状は納付書の送付時における案内資料の同封や若干の広報等によっているだけであり、積極的に普及に取り組んでいるとは言い難い。納付書に同封されている案内資料も目につきにくく、納税者側にとってのインセンティブも自動振替による手間の軽減ぐらいしかない。この点、さらなる広報の強化に加えて、振替納税選択者に対するインセンティブの付与等を検討する必要もあるといえよう。ちなみに、所得税における振替納税利用者に対しては、期限内申告を条件に指定口座からの引き落としが【表2.4.4】のように約1ヶ月程度猶予されているのであるから、必ずしも報奨金のようなインセンティブではなくても、納期の猶予という形での対応も方向性としてはあり得ると考える。

【表 2.4.4】 平成 17 年分の所得税と消費税等の納付期限等

|       | 所 得 税                | 消費税及び地方消費税           |
|-------|----------------------|----------------------|
| 納 期 限 | 平成 18 年 3 月 15 日 (水) | 平成 18 年 3 月 31 日 (金) |
| 振替納付日 | 平成 18 年 4 月 20 日 (木) | 平成 18 年 4 月 27 日 (木) |

#### 2.4.5. 限定列举方式廃止に向けた動きかけ

変化の激しい現代において、限定列举方式のもとでの業種認定は、現場サイドでの課税業務の複雑性と困難性をもた

らしているといえる。いかに研修制度を充実しようとも、現状の複雑な制度のもとでは、限られた人的資源での調査能力には限界があるといえる。また、現行の限定列举方式では、新しい事業形態を課税対象事業に指定するまでには法律改正を待たなければならず、相当の時間を要することから課税の公平性の観点から好ましいとは決していえない。多様な事業活動を展開している事業者について、課税対象事業と課税対象外事業との区別について適正な区分を要求するのであれば、その実効性を担保するために一定の調査も必要となる。

いずれにしても、個人事業税については現行の限定列举方式を廃止して全ての事業所得を課税対象とすることを原則とし、逆に非課税事業等を限定する方が課税の公平性および効率性の観点から望ましいといえる。もっとも、この点については地方税法の改正を待たざるを得ず、京都府のみでの対応には限界があることも事実であるが、地道ながらも地方税法の改正に向けた働きかけを継続していく努力を期待したい。

### 3. 法人二税（法人府民税、法人事業税）について

#### 3.1. 法人二税の概要

法人二税、すなわち法人府民税と法人事業税は、法人においても個人と同様に生産や販売活動をする上で様々な行政サービスを受けていることから、そのコストの負担を法人に求めて課税されるものである。

##### 3.1.1. 法人府民税

府内に事務所または事業所を有する法人（人格のない社団等で収益事業を行う者は法人とみなす）について均等割と法人税割が課される。府内に寮や宿泊所などの施設を有する法人で府内に事務所または事業所を有しないもの、および府内に事務所、事業所または寮等を有する人格なき社団等で代表者または管理人の定めのあるものについては均等割のみが課される。均等割は、資本等の金額などによる区分に応じて5段階の税率がある。

法人税割は、法人税法その他の法令に従って計算した法人税額（連結法人の場合は個別帰属法人税額）に、法人の区分に応じて5%または5.8%の税率を乗じて税額を算出する。

##### 3.1.2. 法人事業税

法人事業税は、府内に事務所または事業所を設けて事業を行う法人に課される。人格なき社団等で代表者または管理人の定めがあり、かつ収益事業を行うものは法人とみなされる。

普通法人等の場合は、各事業年度の所得及び清算所得が課税標準となる。各事業年度の所得は、特別の定めがある場合を除いて法人税の課税標準である所得の計算の例によって算定し、このような所得課税法人は、通常「国税準拠法人」と呼ばれている。特定信託業法人においても、各特定信託の計算期間の法人税の課税標準である所得の計算の例によって算定する。

これに対して、収入金額を課税標準とする「収入金課税法人」がある。すなわち、電気供給業・ガス供給業・生命保険業・損害保険業においては、収入金額をもって課税標準としている。

なお、平成15年度税制改正で、資本金1億円超の法人に対して外形標準課税が導入され、平成16年4月1日以後に開始する事業年度から適用が開始されている。所得割をこれまでの4分の3に引き下げ、残る4分の1について外形標準課税を適用することとなり、新たに付加価値割と資本割が導入された。付加価値割の課税標準である付加価値額の計算式は以下のとおりである。

$$\text{付加価値額} = (\text{報酬給与額} + \text{純支払利子} + \text{純支払賃借料}) \pm \text{単年度損益}$$

資本割は、各事業年度終了の日における資本の金額または出資金額と資本積立金額との合計額を課税標準とする。

##### 3.1.3. 法人二税の分割基準

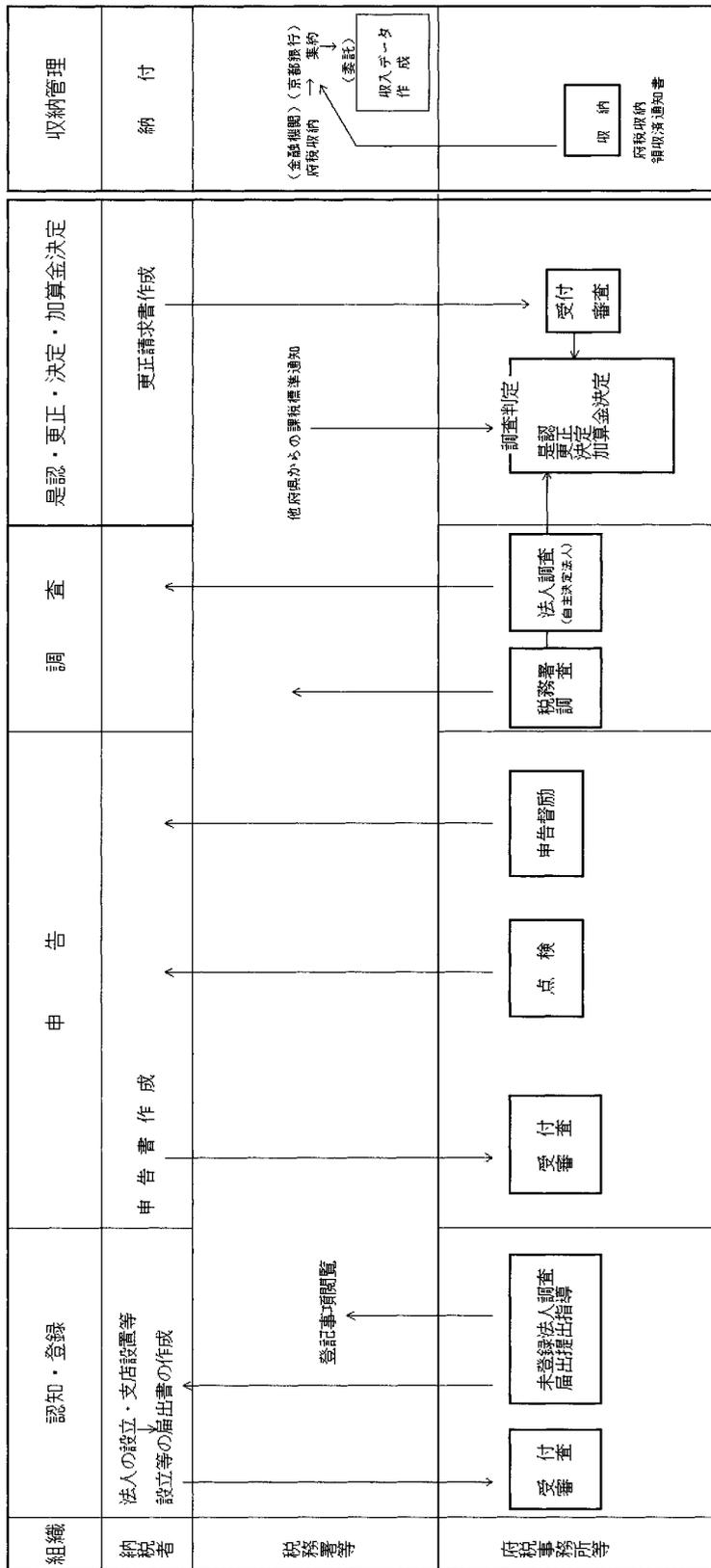
法人府民税においては、2以上の都道府県に事務所または事業所を有する法人で、法人税の納税義務のある法人は、法人税額を関係都道府県に分割して、それぞれに税率を適用して法人税割額を算定しなければならない。分割は、法人税額の算定期間の末日現在における従業者の数による按分方式による（地方税法第57条）。申告された分割の基準となる従業者数が事実と異なる場合は、主たる事務所または事業所所在地の道府県知事が修正し、申告のない場合は決定する（地方税法第58条）。

法人事業税においては、2以上の都道府県に事務所または事業所を設けて事業を行う法人は、関係都道府県ごとにその課税標準の総額を分割基準によって分割し、その分割した額を関係都道府県ごとの課税標準とする。分割基準は事業の種類に応じて定められているが、一般的には事務所または事業所の従業者の数となる（地方税法第72条の48）。

##### 3.1.4. 法人二税に関する業務フロー

法人二税に関する業務フロー図を次ページの【図3.1.4】に示す。

【図 3.1.4】法人二税に関する業務フロー図



3.2. 着眼点と手続

3.2.1. 未申告法人等の調査について

法人の均等割については、所得の多寡にかかわらず、資本等の額に応じて課税される。したがって、所得がゼロであっても法人が事務所等を有している限り、法人府民税の均等割が課税される。しかし、事務所等を府内に有していながら、未申告となっている法人も実際には存在している。このような未申告（未登録）法人に対して、どのような調査を行って捕捉に努めているのか、関係資料の入手や質問等による監査手続を実施した。

3.2.2. 分割基準等の調査について

法人税割について、法人が申告書を提出した場合において、当該申告書に記載された関係都道府県ごとに分割された法人税額または個別帰属法人税額の分割の基準となる従業者数が事実と異なる場合においては、当該法人の主たる事務所または事業所所在地の都道府県知事がこれを修正し、法人が申告書を提出しなかった場合には関係都道府県ごとに分割すべき法人税額または個別帰属法人税額の分割の基準となる従業者数を決定することは既に述べた（地方税法第58条）。

一方、法人事業税について、主たる事務所または事業所所在地の都道府県知事は、法人が提出した申告書にかかる分割課税標準額の分割基準に誤りがあると認められる場合には、これを修正し、法人が申告書を提出しなかった場合には、その分割基準を決定する（地方税法第72条の49第3項）。また、関係都道府県知事は、分割基準について修正または決定の必要があると認めるときは、その法人の主たる事務所または事業所所在地の道府県知事に対し、分割基準の修正または決定を請求することができる。これを受けて、主たる事務所または事業所所在地の都道府県知事は、必要があるときは課税標準総額の更正・決定または分割基準の修正・決定をしなければならない。その場合に、関係都道府県知事と意見を異にする場合には、自己の意見を付して総務大臣の指示を受けなければならないとされている。

以上のように、分割法人の分割基準等が正しくない場合は、都道府県知事は修正または決定をする、あるいは、他の都道府県知事に対して修正または決定の請求をすることができる権限を有している。そこで、実際にはどのような調査等が行われて修正あるいは決定がなされるのか、質問等による監査手続を実施した。

### 3.2.3. 外形標準課税の調査について

外形標準課税に関しては、付加価値額の適正な算定が必要であり、その部分は国税準拠の課税ではない。付加価値額の算定は、その対象となる項目の範囲が複雑であり、制度導入後の日が浅いことも手伝って、納税者側の理解が十分に浸透しているとはいえない。そのため、申告内容についての正確性を担保するためには、法人の会計帳簿を検査する必要があるが、これは京都府独自の税務調査によらなければならない。そこで、外形標準課税という新たな税制の適正な執行のため、京都府はどのような調査体制で臨んでいるのか、関係資料の入手や質問等による監査手続を実施した。

## 3.3. 監査の結果

### 3.3.1. 未申告法人等の調査のあり方

#### (1) 未登録法人について

##### 法務局調査資料に基づく捕捉

各府税事務所および各広域振興局が管轄する地域の法務局に赴いて資料を入手し、当該資料と登録法人のデータベースとを照合し、データベース上で未登録であれば当該法人に対して支店等届出書案内を送付する。

##### 不動産取得税データベースからの捕捉

税務電算システムから、人格区分が法人で不動産取得税の課税データを有する者のうち、法人二税の課税データを持たない者を抽出する。次に、リストから家屋・店舗・非住宅・事業所等の自社事業所として使用している可能性のある物件を抽出し、当該物件等の使用状況について照会文書を送付する。送付した照会文書の回答内容により、必要に応じて支店設置届の提出督促および文書による申告指導を行う。

##### 不動産取得税自主評価物件からの捕捉

不動産取得税課税のために、府が対象不動産を評価する場合がある。その後、評価対象不動産に入居したテナントについての情報を入手し、法人二税の課税データと照合する。未登録となっている法人については、支店設置届の提出督促および文書による申告指導を行う。なお、ここでいう支店設置届は、登記の有無とは関係なく提出を要するものである。ただし、テナントに対する課税については、それが頻繁に入れ替わるような場合や貸主側が情報提供を拒む場合には捕捉が困難なこともある。

#### (2) 所在不明法人等について

##### 申告案内プレプリントが返戻された場合

法人あるいは顧問税理士等に電話をする等して所在の確認に努める。

##### 未申告の場合

申告期限の2ヶ月後に申告督促の文書を送付する。税務署資料または本店所在地の都道府県からの課税標準通知書等により、法人税の申告がある場合は、その情報の内容により申告を督促をするか、支店の廃止とするか、あるいは課税保留の候補かを判断する。また、法人税の申告がない場合は、税務電算システムから未調定一覧を出力する。これらの法人のうち、課税保留の候補となった法人および未調定一覧で抽出された法人については、登記状況や法人関係者、あるいは文書の返戻状況等を調査した上で、課税保留の判断をする。課税保留となった法人については、年に一度再調査を実施する。

### 3.3.2. 分割基準等の調査のあり方

既に述べたように、分割法人の申告で分割基準に誤りがある場合、関係都道府県間で税額の調整が必要となる。納税側の法人にとってみれば、国税の申告が適正ならば、国税準拠により税額が決定する部分について、納税額の総額は変わらない。しかし、一方の都道府県で修正を加えると、他方の都道府県で減額更正をしなければならないため、課税側にとってみても、関係都道府県間で意見が食い違う場合の調整手続きは煩雑となる。もっとも、各都道府県にまた

がって事業を展開する分割法人の分割基準である従業者数を検証するための「分割基準の実地調査」をすべての分割法人に対して実施することはなかなか困難である。したがって、京都府においても分割基準の妥当性を検証する調査が十分とはいえないが、申告内容から分割基準の誤りが疑われる法人については、個別に指導・調査を行うように努めている。

### 3.3.3. 外形標準課税の調査のあり方

平成16年4月1日以後に開始する事業年度に係る税務申告から外形標準課税の適用が始まっている。京都府において平成17年度の外形標準課税調査対象法人数は481法人であるが、その実地調査は7月より開始しており、平成17年度の調査目標件数を150件に設定している。外形標準課税対象法人の調査を担当するのは本庁税務課の法人税務室である。現時点での調査は、導入されて間もない制度であることに鑑み、その周知と指導を中心に実施している。

ちなみに、平成17年9月30日までに行われた実地調査の件数および結果は次の【表3.3.3】のとおりである。

【表 3.3.3】 外形標準課税対象法人の調査事績

| 調査件数 | 内 訳    |                   |       |        |                  |
|------|--------|-------------------|-------|--------|------------------|
|      | 是 認    | 修正申告<br>(懲 憑中を含む) | 更 正   |        | 非違事項 有<br>増差税額 無 |
|      |        |                   | (増額)  | (減額)   |                  |
| 47 件 | 9 件    | 25 件              | 2 件   | 7 件    | 4 件              |
|      | 19.9 % | 53.2 %            | 4.3 % | 14.9 % | 8.5 %            |

調査件数（法人数）は47件となっているが、そのうち是認以外の法人数が8割強を占めている。また、非違事項の内訳は次ページの【表3.3.3の2】のとおりである。

【表 3.3.3 の 2】 外形標準課税非違事項の内訳

| 非違事項 | 内 訳  |       |        |     |       |
|------|------|-------|--------|-----|-------|
|      | 報酬給与 | 純支払利子 | 純支払賃借料 | 資本割 | 分割基準  |
| 75 件 | 42 件 | 4 件   | 24 件   | 0 件 | 5 件   |
|      | 56 % | 5.3 % | 32 %   | 0 % | 6.7 % |

非違事項件数は75件であるが、付加価値割の計算要素のうち報酬給与と純支払賃借料の算定に非違事項が集中している。

報酬給与額については、給料・賞与・手当・退職金等の合計額であり、現物給与も含めて計算する。賞与および退職金は、法人税法上損金に算入された金額を含める。年金基金に加入している場合、事業主負担部分は事務費を差し引いて報酬給与額に算入する。労働者派遣法に基づく労働者派遣契約を結んでいる場合には、交通費を含めた派遣料の75%が報酬給与額に算入される。純支払賃借料については、支払賃借料の合計額から当該合計額を限度として各事業年度の受取賃借料の合計額を控除した金額である。原則として、土地または家屋を連続1ヶ月以上使用収益する権利の対価を対象とし、リース料は含まれない。

このように、国税（法人課税所得）の計算方法とは異なる外形標準課税特有の計算項目があるため、外形標準課税対象法人は、その点に注意して処理する必要があるが、【表3.3.3の2】を見る限り、制度の浸透はまだ緒に就いたばかりといえよう。本庁税務課としては、481件の対象法人の調査を概ね3年で一巡させる計画を立てており、制度の浸透と定着に加えて、調査能力の向上をも目指している。

なお、外形標準課税の調査担当部署は、本庁税務課の法人税務室指導・調査第一担当から調査第三担当であり、総勢11名の職員で対応している。

ちなみに、平成17年度の外形標準課税に関する調査においては、3月決算法人や分割本店法人を中心に調査対象法人を選定しているとのことである。また、次ページの【表3.3.3の3】において外形標準課税に関する実地調査の流れをまとめてみた。

【表 3.3.3 の 3】 実地調査の流れについて

|   |  |
|---|--|
| 準備事務  |  |
| 調査重点項目の決定   | 調査対象項目のうち、調査すべき問題点（調査重点項目）を決定する。調査対象法人の業種、取引先、資金等の決済状況からみて、必ず作成されていると考えられる帳簿書類等を検討し、調査の展開上、把握する必要がある事項を具体的に検討する。 |
| 調査実施計画の作成   | 事業規模により人員と分担を決定する。<br>株式非公開法人等… 2名で2日間程度を基本とする<br>株式公開法人(超大規模法人)… 4名で1週間程度を基本とする                                 |
| 実地調査の実施   |  |
| 概要説明、質疑応答   | 法人から、関係業界や会社の概要、経理システム、帳簿システム等の概要についての説明を受けるとともに、その説明に係る質疑応答を行う。   |
| 調査実施  | 調査実施計画に基づき、報酬給与額の金額・内容の調査、支払利子等の金額・内容の調査、および支払賃借料・受取賃借料の金額・内容の調査を行う。   |
| 問題点についての質疑、指摘事項の検討・確認   |  |
| 不明確な事項について質疑を行うとともに、調査の終了日において指摘事項を検討し、確認できる事項については対象法人・税理士に見解を示す。指摘事項には、法人の計算ミス・経理要件不備等で明らかに課税庁側の指摘が正しい場合には、法人からの反論はなく、実地調査終了時の指摘事項の確認で終了する。しかし、資料等が不十分で、実地調査終了時に不明な事項がある場合、法律や通達の解釈の相違で法人が指摘事項を受け入れない場合または指摘事項を検討する中で法律上新たな判断や解釈等が必要となる場合には法人への追加資料等の要請や審理に時間を要する場合がある。必要に応じて反面調査や税務関係官署等への調査も行う。 |  |

### 3.4. 意見

#### 3.4.1. 調査の重要性の再確認

法人府民税・法人事業税の税収規模は、平成16年度で約750億円であり、府税収入に占める割合は32%強となっている。国税準拠により課税される法人がほとんどであるが、平成16年4月1日以後開始事業年度より新たに外形標準課税が導入されたため、今後は都道府県による独自の課税範囲が広がることになる。外形標準課税対象法人に対する調査の重要性は高く、これまで以上に調査能力の向上が要求されることである。

監査の結果、京都府の外形標準課税に対する取組みについては今のところ指摘すべき問題点は見当たらない。しかし、外形標準課税以外においても、例えば収入金課税法人や医療法人のように国税準拠とならない法人（自主決定法人）に対しては、課税の公平性の観点から積極的に調査を行うべきである。ちなみに、京都府における収入金課税法人は3件（ガス供給業2件、電気供給業1件）であり、各所轄の府税公所で対応している。また、外形標準課税対象法人および分割法人は本庁税務課の担当であるが、それ以外の法人で京都市、向日市、長岡京市、乙訓郡大山崎町（以下、京都市

等という)に本店があるものについては京都東府税事務所が担当し、京都市等以外に本店のある法人については広域振興局税務室が担当している。自主決定法人調査は、それぞれの府税事務所または広域振興局において所管する法人に対して実施されるが、この法人調査に対する取組みについては府税公所間で温度差があるように感じる。とりわけ、医療法人については社会保険診療報酬についての非違事項が生じる可能性が低いことから、積極的な調査を実施していない府税公所もあり、結果として職員の調査能力に差が生じる一因にも繋がりがかねない。税務職員全員が調査の意義と重要性を理解した上で積極的に取り組むべきであり、担当職員全員のさらなる意識の向上を徹底する必要がある。

3.4.2. 分割基準の正確性の検証

分割法人の従業者数等の分割基準そのものの調査は積極的に行われていないのが現状である。法人側が悪意をもって各都道府県ごとに異なる分割基準の数値を申告すれば、法人二税の納税総額を減殺することも一時的には可能である。しかし、これについては本店所在地の都道府県が通知する支店府県ごとの分割基準とその総数の整合性をチェックすることによって防止することができると思われる。いずれにせよ、今後も都道府県間で積極的に情報交換をするなど、課税漏れの無いよう努力する必要があるといえる。

分割基準という制度は、2以上の都道府県にまたがる事業活動を人為的に分解して課税するものであるから、課税事務も複雑な手続を要する。分割基準は、事業活動の形態の変化に応じて必要に応じて改正を加えられているが、インターネットが発達した現代社会においては、分割基準による課税そのものも見直す必要もあるのではないだろうか。また、銀行の店外ATMをはじめとして無人店舗なども今後増加していくであろうから、従業者以外の要素のウエイトが高まっていることは間違いのないところである。その意味で、現代の高度情報化社会においては事業規模の実態を把握する基準を見直すことが非常に難しくなっている。この点、平成17年度に分割基準の改正が行われたが、法制度自体引き続き見直されるべきであり、京都府としても他の都道府県との連携を図りつつ法改正に向けて積極的な働きかけをすることを期待したい。

4. 不動産取得税について

4.1. 不動産取得税の概要

4.1.1. 不動産取得税の特徴

不動産取得税は土地や家屋を取得したときに課税されるものである。土地を売買、贈与、交換等によって取得した者、および家屋を建築(新築、増築、改築) 売買、贈与、交換等によって取得した者が納税義務者となる。また、課税標準は不動産の価格(固定資産税評価額)であり、税率は4%とされている。ただし、平成18年3月31日までに不動産を取得した場合は3%に軽減されている。

なお、【表4.1.1】のような免税点・非課税および軽減措置が設けられている。

【表 4.1.1】 不動産取得税の免税点・非課税および軽減措置

|   |      |
|---|------|
| 免税点と非課税   |      |
| 取得した不動産の価格が次の額に満たない場合には課税されない。                            |      |
| 土地  | 10万円 |
| 家屋(新築・増築・改築)  | 23万円 |
| 家屋(売買・交換・贈与等)   | 12万円 |
| 次のような場合には課税されない。  |      |
| 相続(包括遺贈および被相続人から相続人に対してなされた遺贈を含む。)による不動産の取得               |      |
| 法人の合併または一定の分割による不動産の取得等                                   |      |
| 軽減措置  |      |
| 住宅や住宅土地を取得した場合は、不動産取得税が軽減される場合がある。この軽減措置を受けるためには申告が必要である。 |      |

4.1.2. 申告と納税

不動産を取得した場合には、「不動産に関する申告書」を提出(非課税や軽減措置を受ける場合には、そのことを証明する書類の提出が必要)することにより申告を行う。また、京都府から送付される納税通知書により納期限までに納税を行う必要がある。

なお、【表4.1.2】は不動産取得税の徴収率について全国の都道府県比較を行ったものである。この資料から京都府の徴収率が83.35%、順位で47都道府県中40位にとどまっていることが分かる。

【表 4.1.2】 不動産取得税徴収率全国比較表（平成 16 年度）

(単位:%)

| 順位 | 都道府県名 | 不動産取得税徴収率 | 順位 | 都道府県名 | 不動産取得税徴収率 |
|----|-------|-----------|----|-------|-----------|
| 1  | 青森    | 95.19     | 25 | 三重    | 89.21     |
| 2  | 秋田    | 94.66     | 26 | 栃木    | 89.17     |
| 3  | 岩手    | 94.61     | 27 | 岐阜    | 89.13     |
| 4  | 新潟    | 94.51     | 28 | 北海道   | 88.43     |
| 5  | 高知    | 94.28     | 29 | 熊本    | 88.43     |
| 6  | 島根    | 94.08     | 30 | 長野    | 88.14     |
| 7  | 山形    | 93.68     | 31 | 広島    | 87.45     |
| 8  | 福井    | 93.03     | 32 | 大分    | 87.06     |
| 9  | 福島    | 92.88     |    | 平均    | 86.12     |
| 10 | 山口    | 92.66     | 33 | 神奈川   | 85.23     |
| 11 | 鳥取    | 92.54     | 34 | 沖縄    | 84.55     |
| 12 | 静岡    | 92.16     | 35 | 岡山    | 84.49     |
| 13 | 徳島    | 91.88     | 36 | 福岡    | 84.03     |
| 14 | 東京    | 91.71     | 37 | 愛媛    | 83.99     |
| 15 | 富山    | 91.61     | 38 | 埼玉    | 83.66     |
| 16 | 長崎    | 91.50     | 39 | 茨城    | 83.59     |
| 17 | 香川    | 91.19     | 40 | 京都    | 83.35     |
| 18 | 愛知    | 90.80     | 41 | 和歌山   | 81.01     |
| 19 | 群馬    | 90.58     | 42 | 千葉    | 80.21     |
| 20 | 宮崎    | 90.57     | 43 | 大阪    | 76.82     |
| 21 | 佐賀    | 90.37     | 44 | 滋賀    | 75.97     |
| 22 | 鹿児島   | 90.20     | 45 | 奈良    | 74.15     |
| 23 | 石川    | 89.99     | 46 | 兵庫    | 73.21     |
| 24 | 宮城    | 89.54     | 47 | 山梨    | 68.65     |

なお、次の【表4.1.2の2】は京都府の不動産取得税の徴収率の推移を示したものであるが、平成12年度の77.3%（全国順位44位）から平成16年度の83.3%（全国順位40位）へと徐々に上昇してきてはいるものの、より一層の徴収努力が望まれる状況であることは間違いないといえる。

【表 4.1.2 の 2】 京都府の不動産取得税徴収率の推移

(現・滞計、単位:%)

|      | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 京都府  | 77.3%  | 78.0%  | 80.6%  | 80.8%  | 83.3%  |
| 全国平均 | 87.0%  | 84.5%  | 84.9%  | 85.4%  | 86.1%  |
| 順位   | 44位    | 43位    | 40位    | 40位    | 40位    |

4.2. 着眼点と手続

不動産取得税は、土地や建物の取得等の際に課税される性質上、一般府民が納税の機会にめぐり逢うのは生涯において数えるほどしかなく、その意味では馴染みの薄い税目である。また、住宅の取得等については特例措置が設けられており、一般府民が住宅を取得しても賦課される不動産取得税を所与のものとして考えてしまう傾向にあるため、なおさら納税意識は希薄になっていると推察する。

そこで、府税事務所および主な広域振興局に往査し、各事務所のデータ分析、賦課業務の状況および滞納整理状況のヒアリングを行い、不動産取得税の賦課が課税の公平性の観点から網羅的に行われており、また、事務作業が有効かつ効率的に行われているかという視点から監査手続を実施した。

4.3. 監査の結果

#### 4.3.1. 改築に対する不動産取得税の賦課について

税制の概要でも述べたように、家屋を建築（新築、増築、改築）した際には不動産取得税の課税対象となる。これらの情報収集は登記情報の入手や航空写真の利用、さらには現地調査などによっており、収集した情報に基づいて新築や増築の事実の把握を行っている。確かに、これらの手段は新築や増築の事実の把握には有効といえるが、改築についての実態把握についてはあまり効果的でないと考える。この点に関して府税事務所の担当者に質問したところ、「市町村に照会を行い、確認できたものについては課税している。」との回答であったが、実際に課税した実績について明確な回答はなかった。確かに、改築の場合は、それが機能維持のための修繕なのか価値の増加に繋がる改修なのかの判断が難しい点がある。しかしながら、昨今の改築は、いわゆるリフォームブームにより従来の改築とは一変して、まるで新築かと思えるほどの改築が行われることも稀ではない。課税の公平性の観点からは改築についても積極的に課税を行うべきであり、リフォーム業者からの情報入手等により改築の実態把握について改善策を講じることが望まれる。

#### 4.4. 意見

##### 4.4.1. 不動産評価における市町村との連携について

家屋の不動産評価については京都府と府内の市町村で分担しているが、市町村ごとにその分担関係に統一性がない。基本的には非木造・非住宅が京都府の担当であるが、府税公所と各市町村間で担当人員等の問題から分担関係にさまざまなケースが生じている。これまでは、市町村の担当者が地元に着用しており、新築・増築の情報収集に貢献してきた。しかしながら、合併による市町村の広域化により、今後はこの点についての対応が手薄になる可能性が高い。その結果、課税漏れが発生する蓋然性が高まり、課税の公平性を損ないかねない懸念がある。そこで、家屋の不動産評価の分担について京都府と府内の市町村間で明確化するとともに、当該分担の明確化に伴う必要人員を想定して必要数を確保することで混乱が生じないよう対策をとるべきであることを提案する。さらに、今後の課題としては京都府と府内の市町村との評価の共同化および評価の効率化を図ることが望まれる。

##### 4.4.2. 法務局からのデータ入手の効率化について

承継取得について、広域振興局管内においては振興局の職員が法務局へ出張調査に出向き、登記申請書の閲覧や転記によって所有権移転情報などの課税資料を入手している。この出張調査は、かなりの人員を必要とし、さらに作業にも相当な時間を費やすなど、効率的な作業とは言い難い状況にある。そもそも、地方税法および条例上は市町村から京都府に対して通知することで承継取得についての情報が京都府に寄せられるはずであるが、賦課漏れ防止等の観点から現状のような作業の流れになっている。そこで、法務局の不動産登記に関する情報の電子化が進んでいる昨今の現状を鑑みると、法務局から登記情報をデータで入手することを検討する必要があると考える。確かに、現行法上は道府県が法務局から直接データを入手できる仕組みにはなっていないが、徴収コスト削減のみならず、行財政改革の観点からも他の都道府県と連携して早期に改善を図ることが望まれる。

#### 5. 自動車税について

##### 5.1. 自動車税の概要

###### 5.1.1. 標準税率とグリーン化の概要

自動車税は自動車の所有者に対して課税されるものである。納税者は府内に主たる定置場のある所有者（割賦販売など自動車の所有権を留保している場合は買主）である。また、納税額は自動車の種類・用途・排気量などによって年税額（4月～翌年3月の1年間）で定められており、主なものは次ページの【表5.1.1】のとおりである。

【表 5.1.1】自動車税標準税率一覧

| 区分          |                          | 年税額                                 |                                     |         |         |         |
|-------------|--------------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|---------|---------|---------|
|             |                          | 営業用                                 | 自家用                                 |         |         |         |
| 乗用車<br>(*)1 | 総排気量1リットル以下又は電気を動力源とするもの | 7,500円                              | 29,500円                             |         |         |         |
|             | 〃 1リットル超 1.5リットル以下       | 8,500円                              | 34,500円                             |         |         |         |
|             | 〃 1.5リットル超 2リットル以下       | 9,500円                              | 39,500円                             |         |         |         |
|             | 〃 2リットル超 2.5リットル以下       | 13,800円                             | 45,000円                             |         |         |         |
|             | 〃 2.5リットル超 3リットル以下       | 15,700円                             | 51,000円                             |         |         |         |
|             | 〃 3リットル超 3.5リットル以下       | 17,900円                             | 58,000円                             |         |         |         |
|             | 〃 3.5リットル超 4リットル以下       | 20,500円                             | 66,500円                             |         |         |         |
|             | 〃 4リットル超 4.5リットル以下       | 23,600円                             | 76,500円                             |         |         |         |
|             | 〃 4.5リットル超 6リットル以下       | 27,200円                             | 88,000円                             |         |         |         |
|             | 〃 6リットル超                 | 40,700円                             | 111,000円                            |         |         |         |
| トラック        | 最大積載量 1トン以下              | 6,500円                              | 8,000円                              |         |         |         |
|             | 〃 1トン超 2トン以下             | 9,000円                              | 11,500円                             |         |         |         |
|             | 〃 2トン超 3トン以下             | 12,000円                             | 16,000円                             |         |         |         |
|             | 〃 3トン超 4トン以下             | 15,000円                             | 20,500円                             |         |         |         |
|             | 〃 4トン超 5トン以下             | 18,500円                             | 25,500円                             |         |         |         |
|             | 〃 5トン超 6トン以下             | 22,000円                             | 30,000円                             |         |         |         |
|             | 〃 6トン超 7トン以下             | 25,500円                             | 35,000円                             |         |         |         |
|             | 〃 7トン超 8トン以下             | 29,500円                             | 40,500円                             |         |         |         |
|             | 〃 8トン超                   | 29,500円に8トンを超える1トンまでごとに4,700円を加算した額 | 40,500円に8トンを超える1トンまでごとに6,300円を加算した額 |         |         |         |
| 貨客兼用車       | 最大積載量 1トン以下              | 総排気量 1リットル以下                        | 10,200円                             | 13,200円 |         |         |
|             |                          | 〃 1リットル超 1.5リットル以下                  | 11,200円                             | 14,300円 |         |         |
|             |                          | 〃 1.5リットル超                          | 12,800円                             | 16,000円 |         |         |
| バス          |                          | 乗車定員30人以下                           | 一般乗合用                               | 12,000円 | 26,500円 | 33,000円 |
|             |                          |                                     | その他                                 |         |         |         |
|             |                          | 〃 30人超 40人以下                        | 14,500円                             | 32,000円 | 41,000円 |         |
|             |                          | 〃 40人超 50人以下                        | 17,500円                             | 38,000円 | 49,000円 |         |
|             |                          | 〃 50人超 60人以下                        | 20,000円                             | 44,000円 | 57,000円 |         |
|             |                          | 〃 60人超 70人以下                        | 22,500円                             | 50,500円 | 65,500円 |         |
|             |                          | 〃 70人超 80人以下                        | 25,500円                             | 57,000円 | 74,000円 |         |
| 〃 80人超      | 29,000円                  | 64,000円                             | 83,000円                             |         |         |         |

(\*)1 ローターエンジンを搭載したものは、単室容積×ローター数×1.5により算出した数値を総排気量として、上表の乗用車の区分で対応する税額となる。

また、上記標準税率以外にも自動車の排出ガスによる地球温暖化防止対策の観点から、環境負荷の小さい車は税率を軽くし、一方で環境負荷の大きい車は重くするという税制度（「自動車税のグリーン化」）が、平成14年度から導入されている。その詳細は、次ページの【表5.1.1の2】のとおりである。

【表 5.1.1 の 2】自動車税のグリーン化一覧

| 対象自動車 |  | 自動車税率   |
|-------|--|---------|
| 軽課    | 電気自動車、燃料電池自動車、メタノール自動車、天然ガス自動車<br>※ハイブリッド車を除く。 | 概ね50%軽減 |
|       | 優良低燃費車 かつ 低排出ガス車(新☆☆☆☆車)                       |         |
|       | 低燃費車 かつ 低排出ガス車(新☆☆☆☆車)                         | 概ね25%軽減 |
| 重課    | 新車新規登録から11年を経過したディーゼル車                         | 概ね10%増  |
|       | 新車新規登録から13年を経過したガソリン車・LPG車                     |         |

- 平成16・17年度に新車新規登録された上記の自動車について登録の翌年度に限り軽減される。
- 低燃費車とは、自動車検査証の備考欄に「平成22年度燃費基準達成車」又は「平成17年度燃費基準達成車」と表示されているもの。
- 優良低燃費車とは、自動車検査証の備考欄に「平成22年度燃費基準5%向上達成車」又は「平成17年度燃費基準5%向上達成車」と表示されているもの。
- 新☆☆☆☆車...平成17年排出ガス基準値より75%以上性能がよい自動車。  
新☆☆☆☆車 ...平成17年排出ガス基準値より50%以上性能がよい自動車。

なお、この自動車税のグリーン化は、排出ガス規制による温暖化防止という趣旨から導入された政策減税であり、その趣旨は首肯できるところであるが、適用要件等が複雑であり課税の現場からは必ずしも歓迎されていないようであることを付言しておく。

5.1.2. 申告と納税

(1) 購入・廃車・登録事項を変更した場合

自動車の登録を行う時は、そのつど自動車税の申告書を提出する必要がある。また、新規登録あるいは府外から府内への転入の登録をした場合には、申告時に自動車税を納付する必要がある。

(2) 既に自動車を保有している場合

京都府から送付される納税通知書によって5月31日までに納付する必要がある。

5.1.3. 自動車税の減免措置

京都府では、心身に障害のある者が地域社会の一員として安心して日常生活を営み社会に参加することができるよう、一定の要件に該当する場合に自動車税と自動車取得税の減免を行っている（京都府府税条例第63条の3）。減免を受けることができる者の主な条件を条例に準拠してまとめたものが【表5.1.3】である。

【表 5.1.3】自動車税の減免を受けることができる者の条件

|           |  |
|-----------|--|
| 減免の対象となる者 |  |
| 身体障害者     | 身体障害者手帳または戦傷病者手帳を保有しているもので、障害の区分ごとに各手帳に記載された障害の程度において制限がある。  |
| 知的障害者     | 療育手帳に記載された障害の程度が「A」のもの<br>(療育手帳がない場合は権限ある機関が発行する「重度の知的障害者であることの証明書」が必要。)   |
| 精神障害者     | 精神障害者保健福祉手帳に記載された障害の程度が「1級」のもの（又は国民年金法施行令別表に定める1級の精神障害の状態と同程度の状態）<br>ただし、通院医療費患者票が交付されており、通院医療費の公費負担番号が記載されたものに限る。 |

減免の対象となる自動車

自動車の使用状況

- 障害者本人が運転する自動車
- 障害者と生計を一にするものが、もっぱら障害者のために継続的に運転する自動車
- 障害者のみで構成される世帯の障害者を常時介護するものが、もっぱら障害者のために継続的に運転する自動車

用途と台数の制限

自動車検査証などに「自家用」と記載されているものであり、障害者1人につき1台（軽自動車を含む。）に限る。

対象とならない自動車

他の都道府県ナンバー、法人名義およびリースの自動車は、減免の対象外。

自動車の所有（取得）者と運転者との主な関係

| 障害者の状況、障害の程度等        |                     | 自動車の所有（取得）者          | 自動車の運転者              |
|----------------------|---------------------|----------------------|----------------------|
| 障害者が18歳以上の場合         | 障害者が生徒または学生         | 障害者本人または障害者と生計を一にする者 |                      |
|                      | 重度の障害者              |                      |                      |
|                      | 精神障害の程度が1級または1級と同程度 |                      |                      |
|                      | 上記以外の者              | 障害者本人                | 障害者本人または障害者と生計を一にする者 |
| 障害者が18歳未満の場合         |                     | 障害者と生計を一にする者         |                      |
| 音声機能の障害者の場合          |                     | 障害者本人                |                      |
| 障害者のみで構成される世帯の障害者の場合 |                     | 障害者本人                | 常時介護する者              |

- 注1 障害者と生計を一にするものとは、一般的に生活をともにする親族をいう。
- 注2 「もっぱら」とは、7割以上障害者のために使用されていることをいう。
- 注3 「障害者のみで構成される世帯」とは、身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳を交付され、その障害の程度が一定の級のもののみで構成されている世帯であり、単身で生活する障害者を含む。
- 注4 「常時介護するもの」とは、障害者のみで構成される世帯の障害者のために日常的に継続して運転するもので、福祉事務所長（町村長）の確認を受けたものをいう。

【表5.1.3】に示した条件を満たして、減免を受けようとする者は、「自動車税・自動車取得税減免申請書」に必要事項を記入の上、次ページの【表5.1.3の2】に掲げる必要書類を添えて申請を行うことになる。なお、減免税額は自動車税の全額であり、自動車取得税についても同様である。

【表 5.1.3 の 2】 減免申請に必要な書類

|                         |
|-------------------------|
| ① 減免申請書                 |
| ② 手帳                    |
| ③ 運転免許証                 |
| ④ 自動車検査証                |
| ⑤ 印鑑                    |
| ⑥ その他（必要に応じて提出する場合がある。） |

減免申請にあたっては、障害者と生計を一にする者が自動車を所有（取得）または運転している場合、もしくは障害者のみで構成される世帯の障害者が所有（取得）する自動車を常時介護する者が運転している場合は、減免申請書裏面の確認者記載欄に福祉事務所長（町村長）の確認を受ける必要がある。また、精神障害者にあつては、保健所長の確認を受ける必要がある。

さらに、翌年度以降の減免手続については【表5.1.3の3】のとおりである。

【表 5.1.3 の 3】 自動車税の減免手続（翌年度以降分）

|  |
|--|
| 障害者本人が所有し、かつ運転する場合   |
| 当初に提出した減免申請書の内容に変更がない限り、引き続き減免となるので、毎年度の手続きは必要ない。  |
| 上記以外の状況で減免を受けている場合   |
| 毎年2月から4月の間に「自動車税の減免について」の照会文書(往復はがき)が自動車税管理事務所から送付されるので、必要事項を記入の上、回答する必要がある。回答がない場合や変更がない旨の回答以外の場合は翌年度から課税される。 |

なお、自動車税の減免制度は上記【表5.1.3の3】に記載した心身に障害がある者以外にも、障害者が運転免許を取得するために特別な運転装置を備えた自動車、障害者の利用のための特別な仕様（車椅子の昇降装置、浴槽装置など）を備えた自動車、障害者がもつぱら運転するために特別装置を備えたタクシー等の自動車などもその対象とされている。

#### 5.2. 着眼点と手続

自動車税は多くの若者がもっとも早く直面する身近な税であり、また免許証の所有率が高い今日においては、多くの府民にとつても馴染みの深い税目といえる。

しかしながら、自動車税は1件当たりの税額は少額であるが、課税対象台数が約816千台（平成17年4月1日現在）にも上り、「第2 外部監査の対象 1. 府税の概要」の【表1.2】ないしは【図1.2】（12ページ）にも示されているように府税全体に占める割合も平成16年度ベースで約13%を占めている。特に、自動車税は車検時に自動車税の納税証明が必要となることから、納税者の中には車検時に納付すればよいとの意識を持っている者も多く、また課税する側においても車検時には徴収できるという安易な考えもあって、滞納件数・滞納金額ともに膨らむ傾向にあった。

ちなみに、次ページの【表5.2】ならびに【表5.2の.2】に示すとおり、京都府の自動車税徴収率は平成12年度の92.9%から平成16年度の93.6%と徐々に上昇してきてはいるものの、全国47都道府県中39位（1位の新潟県は99.3%）という低位に留まっていることを指摘しておきたい。

【表 5.2】平成 16 年度自動車税徴収率全国比較表

| 都道府県名 | 自動車税徴収率 | (順位) | 都道府県名 | 自動車税徴収率 | (順位)  |
|-------|---------|------|-------|---------|-------|
| 北海道   | 93.9%   |      | 滋賀    | 94.7%   |       |
| 青森    | 96.9%   |      | 京都    | 93.6%   | (39位) |
| 岩手    | 97.8%   |      | 大阪    | 92.9%   |       |
| 宮城    | 94.2%   |      | 兵庫    | 94.1%   |       |
| 秋田    | 97.2%   |      | 奈良    | 94.2%   |       |
| 山形    | 97.2%   |      | 和歌山   | 94.7%   |       |
| 福島    | 99.0%   |      | 鳥取    | 99.1%   |       |
| 茨城    | 95.2%   |      | 島根    | 96.0%   |       |
| 栃木    | 96.2%   |      | 岡山    | 93.5%   |       |
| 群馬    | 96.2%   |      | 広島    | 95.5%   |       |
| 埼玉    | 94.7%   |      | 山口    | 96.3%   |       |
| 千葉    | 93.4%   |      | 徳島    | 96.6%   |       |
| 東京    | 96.7%   |      | 香川    | 94.6%   |       |
| 神奈川   | 96.6%   |      | 愛媛    | 92.2%   |       |
| 新潟    | 99.3%   | (1位) | 高知    | 92.4%   |       |
| 富山    | 96.3%   |      | 福岡    | 90.6%   |       |
| 石川    | 95.6%   |      | 佐賀    | 94.0%   |       |
| 福井    | 96.4%   |      | 長崎    | 95.9%   |       |
| 山梨    | 92.6%   |      | 熊本    | 96.2%   |       |
| 長野    | 96.2%   |      | 大分    | 95.5%   |       |
| 岐阜    | 94.4%   |      | 宮崎    | 94.3%   |       |
| 静岡    | 95.3%   |      | 鹿児島   | 93.6%   |       |
| 愛知    | 95.3%   |      | 沖縄    | 91.3%   |       |
| 三重    | 95.1%   |      | 合計    | 95.0%   |       |

【表 5.2 の 2】京都府の自動車税徴収率の推移

(現・滞計、単位：%)

|      | 平成12年度 | 平成13年度 | 平成14年度 | 平成15年度 | 平成16年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 京都府  | 92.9%  | 92.9%  | 93.3%  | 93.5%  | 93.6%  |
| 全国平均 | 95.5%  | 95.4%  | 95.3%  | 95.1%  | 95.0%  |
| 順位   | 44位    | 42位    | 42位    | 41位    | 39位    |

この低迷する徴収率を引き上げ、滞納件数を減らすためにはあらゆる手法が駆使されなければならない。この点について、京都府は平成16年12月から、いわゆるコンビニ納税を導入して納税者の利便性を高めるとともに、現年度未納分について、その全件を住所地を所管する府税事務所や広域振興局へ引継ぎをするための制度改革を実施し、タイムリーな引継ぎを行うことにより滞納整理の早期着手・早期徴収を図る努力を行っている。

そこで、自動車税管理事務所および府税事務所と主な広域振興局に往査し、データの分析、滞納整理状況についてのヒアリングを行い、滞納整理業務が有効かつ効率的に行われているかという観点から監査を実施した。また、自動車税の課税対象台数が平成9年度以降減少傾向にあるのに対して、その減免台数が増加傾向にあるため、減免制度の運用の適正性についての状況を把握することに努めた。

### 5.3. 監査の結果

#### 5.3.1. 自動車税の滞納整理について

自動車税の滞納整理については、これまで車検有効期間中のもの（車検受けが見込めるものを含む）について、自動車税管理事務所から定期的な文書による催告のみを実施するにとどまっていたが、滞納整理の早期化のため、車検の有効期間を問わず、その全件を住所地を所管する府税事務所および広域振興局（以下、府税公所という）へ引継ぎ、滞納者への直接折衝や差し押さえ処分を行うこととされた。

今回の監査において、府税公所に往査した結果、滞納整理の早期化へ向けた努力を確認することができたが、その一

方で混乱もあるように感じた。特に、催告については府税公所の間で取り組みに差異があり、かえって課税の公平性を阻害しかねないのではないかと懸念を覚えた。確かに、制度の変更・移行時においては混乱が生じることは否めないが、少なくとも府税公所における催告業務については、電話等による直接折衝や差し押さえ処分についての統一的な取扱いが可能となるように、マニュアル(手順書)の整備をはじめ、担当職員の教育訓練を充実する必要があると思料する。

5.3.2. 減免認定の要件について

自動車税の減免措置の要件については、前述のとおり非常に複雑で難解な設定となっており、簡単には理解しがたいものである。特に、「『もっぱら』とは、7割以上障害者のために使用されていることをいう。」との取扱いについては、その割合が乗車時間をいうのか乗車距離であるのかについて不明確であり、また何故9割でなく7割なのかについても明確な理由は示されていない。さらに、「障害者と生計を一にするものとは、一般的に生活をともにする親族をいう」との取扱いについても、その親族の住所が同じであれば生計を一にしていると見なすこととされており、実質的な判定は行われていない。さらに、こうした必ずしも明確とは言えない甘い要件のもとで一度減免をしてしまえば、障害者本人が運転している場合は、後日その使用状況について報告する義務を課していない。このような状況のもとで、減免措置の実態がどのように推移しているかを示したものが次の【表5.3.2】である。

【表 5.3.2】自動車税課税総台数と減免台数の推移

| 年度(平成) | ①       |       | ②       |       | ②/①<br>減免割合(%) |
|--------|---------|-------|---------|-------|----------------|
|        | 総台数(台)  | 趨勢比   | 減免台数(台) | 趨勢比   |                |
| 7      | 886,216 | 100.0 | 23,601  | 100.0 | 2.66           |
| 8      | 907,795 | 102.4 | 25,036  | 106.1 | 2.76           |
| 9      | 918,094 | 103.6 | 26,622  | 112.8 | 2.90           |
| 10     | 920,286 | 103.8 | 28,101  | 119.1 | 3.05           |
| 11     | 917,033 | 103.5 | 29,433  | 124.7 | 3.21           |
| 12     | 914,041 | 103.1 | 31,114  | 131.8 | 3.40           |
| 13     | 906,714 | 102.3 | 32,392  | 137.2 | 3.57           |
| 14     | 897,085 | 101.2 | 33,703  | 142.8 | 3.76           |
| 15     | 891,375 | 100.6 | 35,002  | 148.3 | 3.93           |
| 16     | 891,856 | 100.6 | 36,597  | 155.1 | 4.10           |

(注1) 台数は、年度末現在の台数である。

(注2) 趨勢比は平成7年度末を100とした数値である。

平成16年度末における減免台数は36千台を超えており、平成7年度末に比較して55%増、約13千台もの増加となっている。その一方で、平成16年度末の総台数は平成7年度末とほぼ変わらないのであるから、この10年間における減免台数の増加率は余りにも顕著である。そこで、最近10年間における身障手帳等の交付者数の推移を調べてみたところ、次の【表5.3.2の2】のような結果を得た。

【表 5.3.2 の 2】身障手帳等の交付者数の推移

| 年度(平成) | 身体障害者手帳 | 療育手帳   | 精神障害者<br>保健福祉手帳 | 交付者数計(人) | 趨勢比   |
|--------|---------|--------|-----------------|----------|-------|
| 7      | 97,567  | 11,763 | 302             | 109,632  | 100.0 |
| 8      | 100,775 | 12,193 | 614             | 113,582  | 103.6 |
| 9      | 104,396 | 12,666 | 871             | 117,933  | 107.6 |
| 10     | 108,616 | 13,174 | 1,172           | 122,962  | 112.2 |
| 11     | 112,163 | 13,671 | 1,472           | 127,306  | 116.1 |
| 12     | 125,046 | 14,230 | 1,769           | 141,045  | 128.7 |
| 13     | 120,318 | 14,623 | 2,193           | 137,134  | 125.1 |
| 14     | 121,578 | 15,147 | 2,642           | 139,367  | 127.1 |
| 15     | 122,179 | 15,859 | 3,123           | 141,161  | 128.8 |
| 16     | 125,547 | 16,562 | 3,669           | 145,778  | 133.0 |

(注) 精神障害者保健福祉手帳交付者は京都市内分を除く数である。

41ページに示した【表5.1.3】のとおり、身障手帳等の保有が減免の要件とされているから、【表5.3.2】の減免台数の推移と【表5.3.2の2】の交付者数の推移の間にはパラレルの関係があると考えられる。しかし、この10年に限ってみれば、後者の趨勢比が133%であるのに対して前者のそれは155%となっており、必ずしもパラレルとはなっていない。むしろ、その乖離幅は年々拡大しているようでもある。もちろん、身障手帳等の交付者が高齢化している等の理由により、移動手段としての自動車利用の機会が増えていることも考慮する必要があるが、その一方で、このような減免台数の著しい増加の背景に、甘い減免認定が一因として存在するのではないかとの疑問を抱かせるデータとなっていることも事実であろう。

甘い減免認定が行われているのではないかとの疑問は次の事実からも推測が可能である。たとえば、「実質的に7割以上障害者のために使用していることを何を根拠に確認しているのか」と担当者に質問したところ、「福祉事務所長（町村長）の確認を受けていることをもって確認している」との回答を得た。しかしながら、福祉事務所長が所定の要件を充足しているか否かについて実質的な判断を行うことは困難ではないかと思われる。あるいは、福祉事務所長は運行記録などの提出を求めて、それをチェックした上で確認しているのであろうか。少なくとも、ヒアリングを通じて、そのような背景を推認することはできなかった。

ちなみに、このような認定に基づいて減免された自動車税の総額は、【表5.3.2の3】に示すとおり、平成16年度ベースで15億円にも達する。

いずれにしても、現状の減免認定要件の是非と運用については見直す必要があると思料する。

【表 5.3.2 の 3】 減免された自動車税の総額（平成16年度）

| 台数ベース   |        | 金額ベース     |                |
|---------|--------|-----------|----------------|
| 総台数     | 減免台数   | 減免税額（千円）  | 1台あたり平均減免税額（円） |
| 891,856 | 36,597 | 1,482,334 | 40,500         |

#### 5.4. 意見

##### 5.4.1. 滞納者に対する催告手続きの効率化について

前述したように、京都府では平成17年度から自動車税の未納分について、その全件を住所地を所管する府税公所へ引継ぎをするための制度改正を実施し、随時引継ぎを行って滞納整理の早期着手・早期徴収に向けた努力をしている。

しかし、府税公所によって滞納整理に対する姿勢や取組状況に温度差が感じられた。これは、府税事務所における自動車税担当は専任となっているため、滞納整理について催告書の発送方法や電話による催告手法について様々なアイデアを提案して積極的に取組んでいるのに対して、一方の広域振興局では自動車税担当が他の税目も担当しているのが一般的であり、そのため滞納整理業務に従事する職員数も不足しがちであり自動車税の滞納整理が必ずしも捗っていない様子であった。

納税者に近いポジションにいる府税事務所による滞納整理のアイデア発掘等も重視されるべきであるが、同じ京都府の税務部門でありながら滞納整理に対する熱意や対応にバラつきがあることは府民の目線からみれば納得できないところである。

そこで、定期的に府税事務所での滞納整理に対する成功体験やアイデアについて情報を交換し、必要な情報については府税事務所と広域振興局で共有するなどの方策をとる必要がある。また、自動車税管理事務所からの機械的な文書催告では効果が乏しく租税債権の劣化を招いていたことの反省に立って引継ぎ制度を変更したのであるから、今後は催告の手法を文書中心から電話等による直接折衝に切り替えるなどして、より効果的で強力な滞納整理を推進していくべきである。

##### 5.4.2. 滞納者に対する差し押さえについて

京都府では、悪質な自動車税滞納者については財産調査を実施し、給与や預金等の差し押さえを行っている。しかしながら、悪質滞納者の財産調査を実施しても差し押さえ対象となるものが発見できず、実際に差し押さえに着手する案件は少ないのが現状である。また、課税対象である自動車自体の差し押さえについては、保管場所確保の困難性、差し押さえ時および差し押さえ後における保管時の破損等のリスクの存在を理由に消極的であったが、現在では保管場所の確保を図るなど、自動車自体の差し押さえに対して積極的な姿勢に転換しつつある。

自動車税を適正に納税している府民の立場からすれば、自動車税滞納者が平然と自動車を使用し続けている状況は理解しがたく、課税の公平性に対する信頼を著しく損なっているとの印象を拭いがたい。また、財産調査の結果、滞納者がいくら無財産であるとはいえ、自動車を使用している限りは、その自動車自体になにがしかの経済的価値はあるはずであるし、少なくともガソリン代や維持修繕程度の経済的負担に耐える資力も有しているはずである。したがって、悪質滞納者に対しては、課税対象である自動車自体の差し押さえを積極的に実施するべきである。実際に自動車を使用している滞納者にとっても、自動車自体を差し押えられることは文字通り足を奪われることになり、日々の生活もしくは業務に多大な影響が生じ、事態を放置しておくことの重大さに気付くことに繋がるからである。また、京都府が悪質滞

納者に対して毅然とした姿勢を示すことによって、他の納税義務者に対する早期納税を促す大きな動機付けにもなる。ところで、次の【表5.4.2】に示すとおり、平成16年度の東京都の自動車税収入率は96.7%に達し全国順位でも8位にランクされているが、平成11年当時の収入率は92.6%にとどまり、全国順位でも下から数えて3番目、つまり45位に低迷していた。

【表 5.4.2】平成 16 年度自動車税徴収率全国ランキング

(単位:%)

| 順位 | 都道府県名 | 自動車税徴収率 | 順位 | 都道府県名 | 自動車税徴収率 |
|----|-------|---------|----|-------|---------|
| 1  | 新潟    | 99.28   | 25 | 茨城    | 95.16   |
| 2  | 鳥取    | 99.07   | 26 | 三重    | 95.14   |
| 3  | 福島    | 99.01   | —  | 平均    | 95.00   |
| 4  | 岩手    | 97.84   | 27 | 埼玉    | 94.69   |
| 5  | 秋田    | 97.21   | 28 | 滋賀    | 94.65   |
| 6  | 山形    | 97.16   | 29 | 和歌山   | 94.65   |
| 7  | 青森    | 96.88   | 30 | 香川    | 94.57   |
| 8  | 東京    | 96.72   | 31 | 岐阜    | 94.42   |
| 9  | 神奈川   | 96.64   | 32 | 宮崎    | 94.29   |
| 10 | 徳島    | 96.62   | 33 | 宮城    | 94.23   |
| 11 | 福井    | 96.41   | 34 | 奈良    | 94.18   |
| 12 | 富山    | 96.31   | 35 | 兵庫    | 94.05   |
| 13 | 山口    | 96.28   | 36 | 佐賀    | 93.96   |
| 14 | 群馬    | 96.23   | 37 | 北海道   | 93.90   |
| 15 | 長野    | 96.21   | 38 | 鹿児島   | 93.59   |
| 16 | 熊本    | 96.21   | 39 | 京都    | 93.58   |
| 17 | 栃木    | 96.16   | 40 | 岡山    | 93.45   |
| 18 | 島根    | 95.97   | 41 | 千葉    | 93.41   |
| 19 | 長崎    | 95.89   | 42 | 大阪    | 92.86   |
| 20 | 石川    | 95.60   | 43 | 山梨    | 92.60   |
| 21 | 広島    | 95.52   | 44 | 高知    | 92.37   |
| 22 | 大分    | 95.50   | 45 | 愛媛    | 92.24   |
| 23 | 静岡    | 95.34   | 46 | 沖縄    | 91.28   |
| 24 | 愛知    | 95.27   | 47 | 福岡    | 90.59   |

この低迷する数字に危機感をいだいた東京都が徴収率アップに向けて積極策を展開した結果、徴収率は次の【表 5.4.2.の 2】ように年を追う毎に改善し、平成16年度において「徴収率96.7%、全国順位 8 位」という実績を残すに至った。

【表 5.4.2.の 2】東京都における自動車税徴収率改善の足跡

| 年 度      | 徴収率 (%) | 全国順位 | 全国平均 (%) |
|----------|---------|------|----------|
| 平成 11 年度 | 92.6    | 45   | 95.5     |
| 平成 12 年度 | 94.8    | 37   | 95.5     |
| 平成 13 年度 | 96.4    | 17   | 95.4     |
| 平成 14 年度 | 96.7    | 11   | 95.3     |
| 平成 15 年度 | 96.8    | 8    | 95.1     |
| 平成 16 年度 | 96.7    | 8    | 95.0     |

東京都における自動車税徴収率の劇的な改善の背景には、多くの努力と工夫があったことが想像されるが、その一部について資料の提供を受けたので、簡単に紹介してみたい。まず最大の要因は徴収する側の意識の変革である。従来、徴収率が伸び悩んでいても、全国で最も課税台数が多い(約340万台)ことや車両の移動率が高く追及が困難であることなどを理由に文書催告以外の滞納整理が進まないという消極的な姿勢に終始していたが、こうした姿勢を180度転換して積極策に打って出ることを決意したのである。その意味では、意識と姿勢の変革こそが地方自治体の徴収部門に求

められる最も重要なポイントであることを痛感する。そして、具体的には次のような施策が講じられた。

【表 5.4.2 の 3】 東京都における自動車税徴収率向上策

|   |
|---|
| (1) 出先機関である都税事務所に専門担当者を配置すること。                    |
| 一括管理していた自動車税総合事務所から都税事務所へ滞納分を引き継ぎ早期取り組みに着手した。     |
| (2) IT の活用  |
| 自動車税データ抽出システムを導入し、瞬時に滞納情報を把握することによって、早期取り組みに貢献した。 |
| (3) 積極的な広報活動                                      |
| (4) コンビニ収納の開始                                     |
| (5) 納期内納税キャンペーンの展開                                |
| (6) 差押財産の査定・保管業務の基本合意の締結                          |
| (7) 自動車一斉差し押さえの実施                                 |

これらの中でも特に効果が大きかったのは、自動車の一斉差し押さえを実施したことであったという。具体的には、マスコミを通じて「自動車差押強化月間」のキャンペーンを展開するとともに、都税事務所に「自動車税緊急対策班」を設置し、その総力を挙げて自動車の一斉差し押さえを断行したのである。差し押さえの現場では、都の委託を受けた業者のレッカー車が対象自動車に横付けされ、衆人環視の中で粛々と引き上げ作業が行われたと聞く。当該自動車の所有者が、その後速やかに納税に応じたことは言うまでもなく、その様子が広くマスコミに取り上げられることによって他の滞納者からの納税も相次ぎ、その波及効果は絶大であったとのことである。こうした毅然とした姿勢こそが重要であることを改めて痛感するところである。

前述のように京都府の担当者には差し押さえ時あるいは保管時の車両破損等のリスクの存在を理由に差し押さえに対する消極的な姿勢が垣間見えたが、東京都の担当者によれば、そのようなリスクは信頼できる業者に委託することによって解消可能な問題であるとのことである。要は前向きな姿勢あるいは熱意があるかどうかの違いに過ぎないと感じた。

この点、京都府においても平成17年度から東京都と同様に差し押さえ自動車の保管等について信頼できる業者を選定して業務委託に踏み切ったと聞く。今後、自動車税徴収率の全国順位が39位に低迷していることを踏まえ、より一層の取り組み強化が行われることを期待したい。

#### 5.4.3. 自動車税減免額の上限設定について

自動車税はそもそも奢侈税を起源にしていると考えられるため、乗用車では排気量の多寡によって課税することになっている。一方、自動車税の減免制度は、税の賦課に関する公平性の例外措置として、福祉政策的な観点から導入されている制度であると推察する。そして、現行の自動車税減免制度は、所定の要件を充たしさえすれば、自動車税に加えて自動車取得税についても全額が減免されることになっている（京都府府税条例第63条の3第2項、同第103条の11）。

しかしながら、減免制度が福祉政策による課税の例外措置であるとしても、その例外は課税の公平性と公平性を担保した上でのみ容認されるべきものであると考える。すなわち、全額を免除の対象とするのではなく、免除に上限を設けて、それを超える部分については応分の負担を求めべきであると考えられる。

繰り返しになるが、自動車税の減免措置は心身に障害がある者にとって代替性のない移動手段としての足の確保を前提とした政策的制度である。その趣旨に鑑みれば、心身に障害がある者の移動手段として社会通念上必要かつ十分な自動車を前提とした制度であってもよいと思われる。

ところが、現行の減免制度においては、この点についての制約が全く存在しないから、極端な話ではあるが総排気量4,500ccを超える大型乗用車について減免申請が行われた場合でも、要件を満たしている限りは、これを容認せざるを得ず、その結果、年額88千円もの税額の全額が免除の対象となってしまう。現在、いわゆるスポーツカーを除く市販の乗用車で総排気量が4,500ccを超えるものは、概ね次ページの【表5.4.3】に掲げる車種に限定されると思われるが、果たしてこのような大型乗用車についてまで、全額が免除されるべき積極的な理由が存在するのか検討を要すると思われる。もちろん、どのような乗用車を購入し利用するかは個人の自由であることは言うまでもないが、大型乗用車に係る自動車税が全額免除されることと課税の公平との公平について議論する余地があると考えられる。

【表 5.4.3】 総排気量が 4,500cc を超える市販乗用車（スポーツカーを除く）

| メーカー         | 車 名           | 全長×全幅 (mm)    | 機関型式   | 総排気量    | 販売価格      |
|--------------|---------------|---------------|--------|---------|-----------|
| トヨタ自動車       | センチュリー        | 5,270 × 1,890 | 1GZ-FE | 4,996cc | 11,130 千円 |
| ダイムラー・クライスラー | S500L         | 5,205 × 1,870 | 273    | 5,461cc | 13,965 千円 |
| BMW          | 760Li         | 5,180 × 1,900 | 73B60A | 5,972cc | 18,060 千円 |
| ゼネラルモーターズ    | キャデラック STS    | 4,995 × 1,845 | 4M     | 4,564cc | 8,662 千円  |
| フォード         | リンカーンタウンカー ST | 5,500 × 1,990 | —      | 4,600cc | 9,856 千円  |

(注) 販売価格は各ディーラーの HP より税込価格をピックアップしている。

ところで、自動車税の減免額に上限を設定することは実は珍しいことではなく、平成17年3月末現在において、次の【表5.4.3の2】に掲げる府県において既に導入されており、さらに複数の都県において上限の設定が検討されているのである。いずれの都府県においても、福祉政策と財政収入とのバランス、あるいは課税の公平と例外措置との平仄という観点から導入し、あるいは導入が検討されているものと推察され、その英断には敬意を表したい。

【表 5.4.3 の 2】 減免上限額を設定している府県のデータ

| 府県名   | 自動車税上限額             | (参考) 自動車取得税課税標準額上限額 |
|-------|---------------------|---------------------|
| 神奈川県  | 45,000 円 (平成 15 年度) | 3,000 千円 (平成 15 年度) |
| 富 山 県 | 45,000 円 (平成 16 年度) | 3,000 千円 (平成 16 年度) |
| 大 阪 府 | 39,500 円 (昭和 49 年度) | 2,500 千円 (昭和 49 年度) |
| 和歌山県  | 39,500 円 (平成 6 年度)  | 2,700 千円 (平成 6 年度)  |
| 島 根 県 | 45,000 円 (平成 17 年度) | 3,000 千円 (平成 17 年度) |
| 長 崎 県 | 45,000 円 (平成 17 年度) | 2,500 千円 (平成 16 年度) |

(注) ( ) 内の年度は実施年度を示している。

【表5.4.3の2】から分かるとおり、自動車税の減免上限額を設けている府県においては、その上限額は39,500円もしくは45,000円のいずれかとなっている。39,500円の自動車税は総排気量が1.5リットル超2.0リットル以下の乗用車が対象であり、45,000円の自動車税は総排気量が2.0リットル超2.5リットル以下の乗用車が対象となるが、社会通念上、日常の足としての移手段であれば、1.5リットル超2.5リットル以下の乗用車であれば過不足はないと考えられるから、その意味では、これらのカテゴリーの乗用車に係る自動車税の全額を減免する措置は妥当なものとして評価しうる。

そこで、自動車税の減免上限額を39,500円と想定した場合に備えて【表5.4.3の3】を用意した。これは、現在減免されている自動車税額を「39,500円」で区切って集計したものである。

【表 5.4.3 の 3】 自動車税の身障減免額の実態

|               | 総排気量区分                                   | 減免台数   | 税額 (千円)   | 1 台あたり平均減免税額 (円) |
|---------------|--|--------|-----------|------------------|
| 税額 39,500 円以下 | 2.0 $\frac{\text{リットル}}{\text{リットル}}$ 以下 | 24,932 | 891,853   | 35,800           |
| 税額 39,500 円超  | 2.0 $\frac{\text{リットル}}{\text{リットル}}$ 超  | 11,665 | 590,481   | 50,600           |
| 計             |  | 36,597 | 1,482,334 | 40,500           |

減免対象の3割を超える乗用車が排気量2.0リットル超の中型車以上であることが明らかになるとともに、1台あたりの平均減免税額が50,600円というデータにも驚きを禁じ得ない。50,600円の税額といえば総排気量3,000ccクラスの堂々たる乗用車に匹敵するのであるから、減免対象となっている乗用車に大排気量の乗用車が多く含まれていることになる。もっとも、この中には心身に障害がある者のための特別な仕様（車椅子の昇降装置や浴槽装置など）を備えた自動車も含まれているから、これらが装備の充実や性能の向上とともに大型化している傾向も見逃せない。しかし、45ペー

ジの「5.3. 監査の結果 5.3.2. 減免認定の要件について」においても触れたように、減免認定の甘さによって、本来であれば減免対象とならない乗用車まで対象に含まれてしまう可能性が必ずしも否定できないのではないだろうか。そのことを【表5.3.2】や【表5.4.3の3】のデータから読み取るべきではないかと思料する。そこで、こうした問題を解消するひとつの方法として減免額に上限を設定する必要性を訴えたい。

一方、自動車取得税の減免についても、社会通念を逸脱するような高級車、たとえば【表5.4.3】に示したような1千万円をはるかに超えるような乗用車に対してまで、一律に適用する必要はないであろう。そのような乗用車まで容認している現状では、むしろ課税の公平性を損い、新たな不平等に繋がるおそれさえある。そこで、自動車税の減免上限額を総排気量が1.5リットル超2.0リットル以下の乗用車の課税標準である39,500円と想定したことに合わせて、自動車取得税の減免上限額を2,500千円程度に設定してみる。次の【表5.4.3の4】は排気量2.0リットル以下のポピュラーな国産乗用車の平均販売価格を調査した結果であるが、この資料からも2,500千円という数字には合理性が認められるし、さらに【表5.4.3の2】に示した府県において設定されている上限額からも妥当な想定金額と考えられる。

【表 5.4.3 の 4】 総排気量が 2,000cc 以下の主な国産乗用車

| メーカー   | 車 名   | グレード | 全長×全幅 (mm)    | 総排気量    | 販売価格     |
|--------|-------|------|---------------|---------|----------|
| トヨタ自動車 | プレミオ  | XL   | 4,600 × 1,695 | 1.794cc | 1,953 千円 |
| 日産自動車  | プリメーラ | 20G  | 4,565 × 1,760 | 1.998cc | 2,097 千円 |
| 本田技研工業 | アコード  | 20EL | 4,665 × 1,760 | 1.998cc | 2,247 千円 |
| マツダ    | アテンザ  | 20F  | 4,675 × 1,780 | 1.998cc | 1,932 千円 |

(注) 販売価格は各ディーラーの HP より税込価格をピックアップしている。

そこで、想定した減免上限額が仮に導入されたとしたら、平成16年度の自動車税と自動車取得税がどれだけ増収になっていたかの試算を本庁税務課に求めたところ【表5.4.3の5】の回答を得た。

【表 5.4.3 の 5】 減免額に上限を設けた場合の増収効果試算

|        |   |          |           |
|--------|---|----------|-----------|
| 自動車税   |   | 台 数      | 減免税額 (千円) |
|        | 税額 39,500 円超  | 11,665 台 | 590,481   |
|        | ★減免額に上限 (39,500 円) を設けた場合の増収効果試算<br>$590,481 \text{ 千円} - (11,665 \times 39.5 \text{ 千円}) = \underline{129,713 \text{ 千円}}$                 |          |           |
| 自動車取得税 |   | 台 数      | 減免税額 (千円) |
|        | 課税標準額 2,500 千円超   | 836 台    | 144,700   |
|        | ★減免金額に上限 (課税標準額 2,500 千円) を設けた場合の増収効果試算<br>$144,700 \text{ 千円} - (836 \times 2,500 \text{ 千円} \times 0.05) = \underline{40,200 \text{ 千円}}$ |          |           |

【表5.4.3の5】から減免額に上限を設けた場合の増収効果は自動車税と自動車取得税を合わせて170百万円程度になるとの試算結果が得られた。45ページの【表5.3.2】で見たように、ここ数年、自動車税の課税対象台数は減少傾向にはあるものの大幅な増減はないから、減免上限額を設ければ今後も同額程度の増収が見込めると予想される。また、地方税法上、減免上限額の設定は条例の改正で対応可能であることも申し添える。

ちなみに、大阪府では自動車税について府税規則第40条の5において次のように規定しているから、京都府においても同様の対応をとることは十分に可能であると思料する。

自動車税の減免の額は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- 1 乗用車のうち総排気量が2リットルを超える自動車  
総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下の自家用の乗用車とみなした場合に課すべき自動車税の額に相当する額を限度として知事が必要と認める額
- 2 前号に掲げる自動車以外の自動車  
自動車税の額に相当する額を限度として知事が必要と認める額